

アマチュア局の旧スプリアス規格の機器での開設や変更は11月30日まで!



総務省

☆ 平成19年11月以前に製造された旧スプリアス規格の機器の開設や変更（取り替えや増設）は、いつまで手続きできるの？

→平成29年11月30日付けまでに開設や変更を受ける必要がありますが、申請書類は不備のないよう準備いただき、書類の提出は日程に余裕を持って1ヵ月ほど前までに所管する総合通信局に到着するようお願いいたします。
なお、この場合は旧スプリアス規格の機器については、使用期限は平成34年11月30日までとなります。

☆ 平成29年12月1日以降は手続きができないの？

→旧スプリアス規格の技術基準適合証明を受けた無線機器は、平成29年12月1日以降は総合通信局へは直接手続きができなくなるためご注意ください。

なお、平成29年12月1日以降でも、旧スプリアス機器のうち新スプリアス規格に適合している機器（例えば、「スプリアス確認保証可能機器リスト」の機器）については、保証実施者において新スプリアス規格に適合している旨の保証が可能であれば、新スプリアス規格の機器として開設や変更ができ、この場合、平成34年12月以降も使用できます。

☆ 自分の使用している無線機器が新スプリアスに適合しているかの確認方法は？

→無線機器の型式又は名称、技術基準適合証明番号で確認できます。これは以下の URL で検索できます。

<http://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=js01>



技術基準適合証明等を受けた機器の検索

